

事例番号:290194

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第一部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

2 回経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 28 週 5 日-29 週 1 日 切迫早産、羊水過多症のため紹介元分娩機関に管理入院

妊娠 29 週 1 日 羊水過多の精密検査のため当該分娩機関を紹介され受診

妊娠 30 週 0 日 羊水過多症、胎児先天性食道閉鎖、切迫早産のため当該分娩機関に入院

#### 3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

#### 4) 分娩経過

妊娠 37 週 6 日 13:53 予定帝王切開にて児娩出

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 6 日

(2) 出生時体重:2336g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:不明

(4) Apgar スコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 5 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、食道閉鎖 C 型、奇形症候群の疑い(小顎、耳介低位、小耳、眼けん裂斜下)の診断

生後 1 日 食道閉鎖根治術を実施

(7) 頭部画像所見:

生後 1 日 頭部超音波断層法にて脳出血(-)

生後 6 日 頭部 CT にて脳室内の出血を認める

生後 20 日 頭部 CT にて水頭症の進行を認める

**6) 診療体制等に関する情報**

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 5 名、小児科医 1 名、麻酔科医 2 名

看護スタッフ:助産師 11 名、看護師 11 名

**2. 脳性麻痺発症の原因**

(1) 脳性麻痺発症の原因は、出生後に生じた脳室内出血であると考える。

(2) 脳室内出血の原因を解明することは困難であるが、食道閉鎖、両側鼻腔閉鎖を伴う奇形症候群が背景因子となった可能性がある。

(3) 脳室内出血の発症時期は、生後 1 日から 6 日までの間であると考える。

**3. 臨床経過に関する医学的評価**

**1) 妊娠経過**

(1) 紹介元分娩機関における妊娠中の管理は一般的である。

(2) 紹介元分娩機関において、切迫早産、羊水過多症のため妊娠 28 週 5 日より入院とし、羊水過多の精密検査のために妊娠 29 週 1 日に当該分娩機関に紹介としたことは医学的妥当性がある。

(3) 妊娠 30 週 0 日からの羊水過多症、胎児先天性食道閉鎖、切迫早産の診断で当該分娩機関に管理入院中の妊娠管理(羊水穿刺実施、抗生物質投与、染色体検査実施、胎児 MRI 実施等)は概ね一般的である。

(4) 妊娠 37 週 6 日まで子宮収縮抑制薬(リトリン塩酸塩注射液)の点滴投与を継続したことについては賛否両論がある。

**2) 分娩経過**

(1) 前 2 回の帝王切開既往がある妊産婦に対して、予定帝王切開としたことは一般的である。

(2) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

### 3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、酸素投与、気管挿管)、および当該分娩機関NICUに入室管理としたことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 子宮収縮抑制薬(リトドリン塩酸塩注射液)の使用については、添付文書上の投与方法(希釈溶液について)に従うことが望まれる。

【解説】本事例において、妊娠 30 週 0 日からの子宮収縮抑制薬の投与方法として、リトドリン塩酸塩注射液+酢酸リンゲル液が点滴投与されているが、リトドリン塩酸塩注射液の添付文書には、その希釈溶液としては 5%ブドウ糖注射液、10%マルトース注射液を使用することとされており、電解質溶液の使用は肺水腫を予防するため避けることと記載されている。

(2) 臍帯動脈血ガス分析を実施し、結果を記録することが望まれる。

【解説】本事例は、臍帯動脈血ガス分析の実施の有無は不明であるが、臍帯動脈血ガス分析を実施していない場合には、児が仮死で出生した際は、分娩前の胎児の低酸素症の状態を推定することが可能であるため、実施することが必要である。臍帯動脈血ガス分析が実施されている場合には、観察した事項や検査結果については、診療録に詳細を記載する必要がある。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、原因検索や今後の改善策について院内で事例検討を行うことが重要である。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

#### (1) 学会・職能団体に対して

新生児の脳出血について、周産期医療従事者に情報提供するとともに、新

生児脳出血事例の集積と現状把握を行うことが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。